

令和 3 年度愛知県障害者自立支援協議会人材育成部会 検討状況等報告

	議題 1：主任相談支援専門員の養成及び講師の確保について	議題 2：サービス管理責任者等フォローアップ研修のあり方について	議題 3：令和 2 年度市町村における障害福祉従事者向けの研修の実施状況について																												
議題内容	<p><b>○ 主任相談支援専門員の養成について</b>  <b>【現状】</b>                      令和 3 年度主任相談支援専門員研修の開催にあたって、開催規模（受講要件を満たす者の数）を事前の把握するため、市町村に調査を実施した。  <b>【課題等】</b>                      ・市町村によっては、受講者を推薦できない（受講要件を満たす者がいない）                      ・配置換え等の事情により、主任相談専門支援員が不在となっている市町村があるため、継続的に相談支援業務に携わる人材を地域アドバイザーと相談の上推薦してもらう</p> <p><b>○ 主任研修における研修講師の確保について</b>  <b>【現状（講師の担い手について）】</b>                      平成 3 0 年度と令和元年度に開催された主任研修のための国研修の受講者が講師を担っている。                      ※令和 3 年度の講師は、9 名（令和 4 年度に開催延期）  <b>【課題等】</b>                      ・毎年開催する国研修の受講者については、初任者研修と現任研修の企画・運営を 2 年間担うことを条件に派遣しているため、主任研修においては、次世代の講師を確保できていない                      ・令和 4 年度以降は、国研修の派遣条件に主任研修修了者を加え、主任研修の企画・運営にも 2 年間継続して関わっていただくことで、循環型の講師育成を図ることができる</p>	<p><b>○ 研修の概要</b>                      サービス管理責任者・児童発達管理責任者が相互のスキルを学びあい、さらなるスキルアップを図る研修                      （愛知県社会福祉協議会・名古屋市社会福祉協議会・愛知県・名古屋市の合同開催）  <b>参考：令和 3 年度のフォローアップ研修</b>                      研修テーマ「サビ管・児発管として学び続けること」                      ～リカバリーと個別支援計画～                      受講対象者 サビ管・児発管として 2 年以上従事した方                      受講人数 6 0 名                      研修方法 オンライン（1 日）</p> <p><b>○ 研修の見直しの理由</b>                      サビ管・児発管として従事するためには、令和 4 年度以降は、基礎研修修了後 2 年以上の実務（O J T 期間（相談支援・直接支援の業務））を経験した後、実践研修を受講する必要があるが、O J T が機能していないケースもあり、実践研修受講者の質・経験のばらつきや実践研修修了後にすぐに配置された場合、業務をこなすことが難しいと考えられること、地域ごとにフォローアップの質が異なると考えられることから、県内全体の事業所の底上げを図るため、令和 4 年度からフォローアップ研修の見直しを図りたい。</p>	<p><b>1 目的等</b>                      人材育成体制の検証・見直すために、市町村に対して「市町村が実施する障害福祉従事者向けの研修の実施状況」の調査を行った。</p> <p><b>2 調査の対象、内容</b>  <b>（1）調査対象</b>                      市町村において、令和 2 年度実施分として予算化された障害福祉従事者向けの研修（事例検討会・勉強会等）事業（委託を含む）。                      なお、事例検討会については、単に議論し合うものではなく、スーパーバイズする者がいるものに限る。  <b>（2）調査内容</b>                      研修名、研修テーマ、参加対象者、研修実施にあたっての課題</p> <p><b>3 調査結果</b>                      実施している市町村：2 8 市町</p> <p><b>【研修テーマの内訳】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>テーマ</th> <th>件数</th> <th>テーマ</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①相談支援</td> <td>3 7</td> <td>⑦高次脳機能障害</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>②自立支援協議会</td> <td>1 1</td> <td>⑧介護手法</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>③権利擁護</td> <td>2 0</td> <td>⑨障害児支援</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>④就労支援</td> <td>9</td> <td>⑩地域生活</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>⑤発達障害</td> <td>1 0</td> <td>⑪その他</td> <td>4 2</td> </tr> <tr> <td>⑥精神障害</td> <td>1 2</td> <td>合計</td> <td>1 8 1</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ	件数	テーマ	件数	①相談支援	3 7	⑦高次脳機能障害	2	②自立支援協議会	1 1	⑧介護手法	5	③権利擁護	2 0	⑨障害児支援	2 8	④就労支援	9	⑩地域生活	5	⑤発達障害	1 0	⑪その他	4 2	⑥精神障害	1 2	合計	1 8 1
テーマ	件数	テーマ	件数																												
①相談支援	3 7	⑦高次脳機能障害	2																												
②自立支援協議会	1 1	⑧介護手法	5																												
③権利擁護	2 0	⑨障害児支援	2 8																												
④就労支援	9	⑩地域生活	5																												
⑤発達障害	1 0	⑪その他	4 2																												
⑥精神障害	1 2	合計	1 8 1																												
主な意見	<p><b>【主任相談支援専門員の養成について】</b>                      ・主任相談支援専門員の役割が明確になっていない（地域アドバイザーの役割との区別がつきにくい）                      ・地域アドバイザー会議で主任相談支援専門員のことを議題にして欲しい                      ・毎年安定的に研修を実施してほしい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧分野ごとの研修は、必要であれば圏域で行うことを検討してもよい</li> <li>・スキル不足のサビ管の場合、基礎研修・実践研修の間の O J T を現場としてどう行うべきか</li> <li>・サビ管・児発管の質の低下が著しいので、対象者の選定について検討してほしい</li> <li>・基礎研修後であれば、どういったことに焦点をあてるのか実践研修後であれば、個別のフォローアップをするなど、研修内容の再確認が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材育成を視野に入れた研修をしてほしい</li> <li>・感染症対策で参加人数を削っているが、開催頻度や期間を検討する</li> <li>・人口規模が大きい市町村が、規模の小さい市町村に声をかけるような体制づくりがあるとよい</li> <li>・地域移行・圏域で行うのが合理的で、フォロー体制が必要</li> <li>・市町村を越えた講師の派遣ができるとよい</li> <li>・サビ管研修については、分野統一により削除された研修内容について整理し、市町村で研修を行えるとよい</li> <li>・市町村主体では地域差が埋まらないので、県が研修テーマ等の指針を示すとよい</li> </ul>																												
今後の取組	<p>主任相談支援専門員の養成については、人材育成部会だけでなく、地域アドバイザー会議との連携を図る。また、圏域ごとの活動状況を把握する。                      2 年連続で開催できていないため、一部日程のオンライン化の可否について検討していく。</p>	<p>現在は受講対象者を 2 年以上従事した方としているが、経験年数により経験値や知識に差がある。そのため、対象者をどの段階にするかの選定や、テーマを検討する。</p>	<p>今回の調査結果を市町村にフィードバックして、各市町村の人材育成を見直す機会とする。</p>																												

<参考>令和3年度各研修事業 受講状況について

相談支援専門員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
初任者研修	358	303	348	370	288	264	315
現任研修	127	205	197	200	177	中止	285
主任研修					48	中止	延期

相談支援専門員		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
専門 コ ー ス 別	セルフマネジメント	53	37	56	41	中止	45	41
	権利擁護・成年後見制度	61	37	40	30	19	38	34
	地域移行・定着	56	36	57	53	41	34	18
	障害児相談	55	61	60	52	57	53	53
	スーパービジョン	56	55	67	45	66	39	3/13 開催
	触法	52	35	52	70	52	41	36
	意思決定支援(※)							91

※意思決定支援は、サビ管・児発管と合同で開催

サービス管理責任者等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1分野(介護)	121	127	216	226	1,064	718	1,060
第2分野(地域生活(身体))	-	2	4	2			
第3分野(地域生活(知的・精神))	118	114	175	181			
第4分野(就労)	221	222	289	300			
児童発達支援管理責任者	218	261	402	417			
計	678	726	1,086	1,126			
実践研修							415
更新研修					450	755	1,319

## 愛知県障害者自立支援協議会 地域生活移行推進部会 検討状況等報告（令和3年度）

## 【検討事項】 地域生活支援拠点等について

福祉施設入所者の地域移行を推進するとともに、施設入所以外の選択肢を増やすため、体験の機会を提供する地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。

第6期障害福祉計画及び現状	部会での検討状況	令和3年度実施状況・今後の取組										
<p><b>計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2023年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等（以下「拠点」等という。）を少なくとも1つ確保する。</li> <li>○ 各市町村又は各圏域において、拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。</li> </ul> <p><b>現状</b></p> <p>【現状】（令和3年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 整備状況 <table border="1" data-bbox="290 1014 819 1163"> <tr> <td>整備済</td> <td>46市町村※</td> </tr> <tr> <td>2021年度中に整備</td> <td>4市</td> </tr> <tr> <td>2022年度以降に整備</td> <td>4市町</td> </tr> </table> <p>※ 一部機能の未整備を含む。</p> </li> <li>○ 運用状況の検証・検討 <table border="1" data-bbox="290 1262 937 1362"> <tr> <td>評価・検討の場が決まっている</td> <td>47市町村</td> </tr> <tr> <td>評価項目・基準が決まっている</td> <td>6市</td> </tr> </table> </li> </ul>	整備済	46市町村※	2021年度中に整備	4市	2022年度以降に整備	4市町	評価・検討の場が決まっている	47市町村	評価項目・基準が決まっている	6市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>第1回部会【R3.6.7】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用状況の検証・検討に係る現状を把握し、県がすべきことを検討した。</li> <li>【委員の主な意見等】</li> <li>・評価・検討の場は決まっているが、具体的な評価項目・基準が決まっていないため、必要な機能を満たしているか評価できていない。</li> <li>・多くの市町村において評価項目・基準が決まっていないことから、県としてモデル的な指標を示したらどうか。</li> </ul> </li> <li>○ <b>第2回部会【R3.10.29】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの市町村で機能が充実していない「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」に係る整備状況を、詳細に把握した。</li> <li>・先行市町村の検証・検討方法を詳細に把握するとともに、検証・検討のための手引きのたたき台を県が作成し、内容を検討した。</li> <li>【委員の主な意見等】</li> <li>・整備が進んでいない市町村に対し、具体的な運用事例を示すことは、有効である。</li> <li>・相談の機能については、事前に緊急時の支援計画が立てられているかどうか重要である。</li> <li>・検証・検討にあたっては、当事者の意見も聴取することが大事である。</li> </ul> </li> <li>○ <b>第3回部会【R4.2.7】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回部会の意見を踏まえ、手引きを作成した。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>拠点等の整備・運用状況の情報提供【R3.10】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」に係る整備状況、運用事例及び、先行市町村の運用状況の検証・検討方法を、各市町村へ情報提供した。</li> </ul> </li> <li>○ <b>手引きの作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援アドバイザー会議において、地域アドバイザーから意見を聴取した。【R3.11】</li> <li>・市町村等に配布した。【R4.3】</li> <li>・手引きは、資料2-2のとおり。</li> </ul> </li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手引きについて、各市町村に対し、修正意見等を照会し、改訂を進める。あわせて、引き続き、運用状況・事例を照会し、各市町村への情報提供を行う。</li> </ul>
整備済	46市町村※											
2021年度中に整備	4市											
2022年度以降に整備	4市町											
評価・検討の場が決まっている	47市町村											
評価項目・基準が決まっている	6市											



---

# 地域生活支援拠点等 運用状況の検証・検討のための手引き

---



【第1版】

2022年2月  
愛知県

## 目次

はじめに .....	1
地域生活支援拠点等とは.....	2
運用状況の検証・検討に当たっての準備.....	3
項目1 相談.....	4
項目2 緊急時の受け入れ・対応.....	6
項目3 体験の機会・場.....	8
項目4 専門的人材の確保・養成.....	10
項目5 地域の体制づくり.....	11
この手引きの活用方法.....	12

## はじめに

第6期障害福祉計画の国基本指針（※）において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標として、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」が掲げられています。

※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

### ○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

この手引きは、県内の各市町村において整備が進められている地域生活支援拠点等について、障害のある方が地域で安心して暮らし続けるための必要な機能が確保されているのかを検証・検討する際の参考としていただくため、愛知県障害者自立支援協議会地域生活移行推進部会の協力を得て作成したものです。

それぞれの市町村では、国基本指針に基づき、地域生活支援拠点等の確保及び運用状況の検証・検討が第6期障害福祉計画の成果目標として設定されていると思いますが、この手引きが、地域生活支援拠点等の一層の充実の一助となれば幸いです。

この手引きは、適宜改訂を行っていく予定ですので、御質問や御意見、改善の御提案は、県まで御連絡ください。

また、著作権を設定していませんので、地域の実情に合わせて編集し、御利用ください。

## 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等は、障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、ご本人・ご家族の高齢化や災害等の不測の事態に備えるとともに、入所施設や医療機関から地域での暮らしへの移行を進めるため、各市町村（圏域での整備を含む。）において整備が進められているもので、次の5つの居住支援の機能が求められています。

### <5つの居住支援の機能>

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

整備手法としては、グループホームや障害者支援施設等に5つの機能を集約して付加する「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」、これらを組み合わせた整備手法などがあります。

どの整備形態であっても、地域で暮らし続けるために支援を必要とする人が、緊急を要する事態となった時にいつでも相談でき、必要な支援を安心して受けることができるようにするためには、周到な事前準備とともに、地域全体で環境を整えていく必要があります。

---

## 運用状況の検証・検討に当たっての準備

---

国基本指針では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とすることが示されました。

運用状況の検証・検討に当たっては、組織的に・定期的に・同じ手順に沿って判断していくことが必要です。

### 【チェックポイント】

#### 1 事前準備

- ① 目指すべき地域生活支援拠点等の姿を公表していますか。
- ② 検証・検討の時期や対象期間は決まっていますか。
- ③ 検証項目や検証に必要な統計項目、検証する個別ケースの範囲を定めていますか。
- ④ 検証に当たって、事前に運用状況の評価を行う場合は、評価時期や項目、評価者、評価方法は決まっていますか。

#### 2 検証・検討

- ① 検証・検討の場（組織）は決まっていますか。また、検証・検討の場には、拠点を担う事業所だけでなく、障害当事者や家族（当事者団体及び家族会を含む。）、拠点につなぐ事業所や民生委員等地域の支援者、客観的な検証を行う有識者等が参画していますか。
- ② 検証の方法は決まっていますか。
- ③ 検証・検討の結果について、公表しますか。
- ④ 検討結果について、施策検討に反映する仕組みがありますか。

---

## 項目1 相談

---

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

### 【チェックポイント】

#### 1 対象者の把握

- ① 緊急時の支援が見込めない世帯の定義（範囲）を定めていますか。
- ② 登録者（地域生活支援拠点等における相談の対象として登録した障害当事者をいう。以下同じ。）や家族から収集する情報の内容（範囲）を定めていますか。
- ③ 個人情報の取扱い（提供先、提供内容）について、登録者や情報を収集した家族の了解を得ていますか。
- ④ 登録者や家族から収集する情報を、定期的に確認（時点修正）していますか。
- ⑤ 登録者の緊急時の個別の支援計画を立てていますか。
- ⑥ 緊急時の支援や希望どおりの支援ができない場合の対応について、登録者と事前に合意していますか。
- ⑦ 広報や関係機関・団体との連携、家庭訪問等により、緊急時の支援が見込めない世帯の掘り起こしをしていますか。

#### 2 24時間体制の確保

- ① 土日休日・夜間の連絡体制を確保していますか。
- ② 緊急時の訪問体制を確保していますか。
- ③ 登録者や家族以外でも相談できるよう、相談先を周知していますか。
- ④ 登録者以外の緊急利用の際のアセスメントや支援計画を作成することができますか。

#### 3 運用に関する評価

- ① コーディネーターを配置していますか。
- ② スムーズな対応が困難だった事例を集積し、検証していますか。

- ③ 緊急窓口で対応した相談は、緊急窓口の趣旨に合致していますか。(必要な相談が対応できていなかったり、別の窓口で対応すべき相談があったりしませんか。)
- ④ 複数の事業所で分担している場合は、連携はスムーズでしたか。(対応できない時間や、たらい回しにされた事例はありませんか。) また、定期的に振り返りを行う機会を設けていますか。

---

## 項目2 緊急時の受け入れ・対応

---

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

### 【チェックポイント】

#### 1 事前準備

- ① 緊急時の定義を定めていますか。
- ② 緊急時対応の標準的手順を定めていますか。

#### 2 登録者の場合

##### (ア) 支援方法等の判断

- ① 緊急時であると判断するための要件や、支援場所（自宅又は短期入所等）や支援方法は、事前に登録者と一緒に考え、決めていますか。
- ② 登録者自らが緊急時であると判断することが難しい場合、判断を支援する人（家族、支援者又は組織）は決まっていますか。
- ③ 緊急事態の収束に時間がかかる場合の支援方法や連携先は決まっていますか。

##### (イ) 居宅での支援

- ① 登録者ごとに、支援に必要な人数が把握できていますか。
- ② 日ごろから利用している居宅介護事業所（ヘルパー事業所）と、緊急時の協定及びその手順が共有できていますか。
- ③ ヘルパーが不足する場合の代替方法を確保していますか。

##### (ウ) 短期入所等による支援

- ① 緊急時の移送方法を確保していますか。
- ② 事前に受入先を利用（体験利用等）する仕組みができていますか。
- ③ 空室がない場合の代替方法を確保していますか。
- ④ 自立生活援助や地域定着支援の事業所と、緊急時の協定及びその手順が共有できていますか。

#### 3 未登録者の場合

- ① 受付時に収集すべき情報を定めていますか。
- ② 未登録者でも対応可能な受入先を確保していますか。

#### 4 運用に関する評価

- ① 緊急時対応を必要とする人が、スムーズに利用できましたか。(受入先の確保までの時間や打診先数は、予定どおりでしたか。)
- ② 緊急時対応が予定どおりできなかった場合は、原因を確認し、改善に生かしていますか。

#### 項目3 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

##### 【チェックポイント】

##### 1 制度

- ① 障害福祉サービスを利用していない人でも、体験できますか。
- ② 障害児、行動障害や重症心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方は、体験できますか。
- ③ 複数回体験できますか。
- ④ 体験期間は、ニーズに応じて設定することができますか。
- ⑤ 本人の体調により、スムーズに中止や延期することができますか。
- ⑥ かかりつけ医がいない場合の緊急受診先を確保していますか。

##### 2 体験の場の確保

- ① グループホームの体験だけでなく、支援を受けながら自宅での一人暮らしや、自宅以外での一人暮らし体験ができる場を確保していますか。
- ② 安心・安全に体験できるよう、建物や室内環境、体験プログラムには、障害の特性に応じた安全配慮がされていますか。
- ③ 一人暮らし体験の場合には、調理や洗濯、掃除、ゴミ出しなど、日常生活に必要なスキルを体験できる設備がありますか。

##### 3 体験プログラム

- ① ニーズ等に応じた標準体験プログラムが策定されていますか。  
〈プログラムを策定する上で考慮すべき事項〉
  - ・体験前のアセスメントの実施、課題の確認、目標の設定
  - ・福祉施設入所者や入院患者の日中活動の体験
  - ・地域で暮らす障害者や地域住民との交流
  - ・一人暮らし体験の場合には、ヘルパー等による支援を受けながら、金銭管理や買い物、通勤・通所、ヘルパーの派遣依頼、緊急受診など日常生活に必要なスキルの体験
  - ・体験後の振り返りの時期の設定
- ② 安心・安全に体験できるよう、障害の程度に応じて、ヘルパー等の配置や、遠隔又は目視による見守り体制などを確保していますか。



- ③ 体験後に振り返りの機会を設け、体験の評価や地域移行又は一人暮らしに向けた新たな課題、今後のスケジュールを確認していますか。
- ④ 振り返り後の適切な時期に、さらに事後フォローを行いますか。

#### 4 運用に関する評価

- ① 体験を希望する人が、安全に体験できましたか。
- ② 体験を希望する人が、希望する時期に体験できましたか。
- ③ 体験者の評価はどうでしたか。
- ④ 必要なヘルパー等は、スムーズに確保できましたか。

---

#### 項目4 専門的人材の確保・養成

---

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

##### 【チェックポイント】

##### 1 体制の確保

- ① 専門的な対応を行うことができる体制を確保していますか。
- ② 確保していない場合、体制の確保に向けて具体的な計画がありますか。
- ③ 具体的な計画がない場合、確保に向けて協議する場はありますか。

##### 2 人材の養成

- ① 人材の確保や人材育成に関する計画（目標値を含む）がありますか。
- ② 身近な地域で必要な研修が開催されていますか。
- ③ 行動障害や重症心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方の支援ができる人材の育成機能はありますか。

##### 3 運用に関する評価

- ① 研修を受講しやすい体制（支援制度等）がありますか。
- ② 養成した人材の稼働状況を確認していますか。
- ③ 地域で研修が開催できるよう、研修を企画する場を確保していますか。
- ④ 研修の企画や講師を担う人材を、計画的に育成していますか。

## 項目5 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### 【チェックポイント】

#### 1 地域の体制づくり

- ① 基幹相談支援センターを設置していますか。
- ② コーディネーターを配置していますか。
- ③ 社会資源を可視化するため、社会資源マップを作成していますか。
- ④ 関係者間で目指すべきサービス提供体制を共有していますか。
- ⑤ 不足するサービスの確保のために協議する場はありますか。

#### 2 運用に関する評価

- ① 関係者間の「顔が見える関係」づくりのため、会議や研修などの交流機会を設けていますか。
- ② 連携状況について、関係者相互の評価を共有していますか。

## この手引きの活用方法

本手引きの質問項目は、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要とされる視点を列記したもので、各自治体における評価を容易にし、また、他の市町村との比較が簡便にできるよう、基本的に yes/no で回答できる質問で構成しています。

質問項目のうち、それぞれの自治体において必要だと考える項目を検証項目としたり、質問項目をアレンジして評価したり、ニーズに応じて活用していただければ幸いです。

### 【アレンジ例①】

#### 項目3 体験の機会・場

＜評点＞ 0：できていない  
1：ほとんどできていないが、仕組みができつつある  
2：一部はできているが、まだまだ十分でない  
3：大分できているが、十分でない部分がある  
4：ほとんどできているが、改善すべき部分がある  
5：できている

##### ① 対象者

【目標】障害福祉サービスを利用していない人でも、参加体験できる。

←できていない 0 1 2 3 4 5 できている→

##### 【現状】

グループホーム体験利用の支給決定対象者は利用可能。

##### 【課題・意見】

- ・医療的ケアの人は、市内のグループホームで受け入れられなかった。
- ・手帳のない人は、支給決定までに時間がかかった。

##### ② 体験期間・回数

【目標】体験期間や回数は、ニーズに応じて設定することができる。

←できていない 0 1 2 3 4 5 できている→

##### 【現状】

支給決定の範囲で設定可能（最大50日）。

##### 【課題・意見】

- ・利用希望時期が重なったため期間を短くしてもらったことがあった。
- ・一人暮らし体験の人から、キッチンを一人で自由に使いたかったとの意見があった。

【アレンジ例②】

項目3 体験の機会・場

① 対象者

【目標】 障害福祉サービスを利用していない人でも、参加体験できる。

【評点】

0：しくみがない

①：グループホームの体験利用の支給決定が必要

2：短期入所の支給決定が必要

3：登録のみで利用できる

② 体験期間・回数

【目標】 体験期間や回数は、ニーズに応じて設定することができる。

【評点】

0：しくみがない

①：1年に1回まで、最長2泊3日まで

2：支給決定の範囲内であれば、設定できる

3：希望する期間・回数を設定できる

令和 3 年度医療的ケア児支援部会の開催結果について

第 1 回

1 開催日

令和 3 年 7 月 2 1 日 (水) [愛知県本庁舎 正庁]

2 議題

(1) 令和 2 年度医療的ケア児者支援社会資源現況調査の結果について

調査結果全般に関する意見や県、当部会で取り組むべき課題等についての意見を伺った。

<主な意見>

- ・看護師不足が大きな問題である。
- ・医療的ケア児への対応のスキルを持った看護師が不足している現状があるため、研修等何らかの取組みが必要である。
- ・医療的ケア児を受け入れる福祉サービス事業所が少ない。

<今後の取組み等>

- ・医療的ケア児センターにおける研修等を検討していく。

(2) 令和 3 年度医療的ケア児等コーディネーター等について

□ 令和 3 年度愛知県医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施について

1 日 7 時間、講義 2 日、演習 2 日の計 4 日間 (2 8 時間) の日程で、国の定めたカリキュラムに準じて研修を行う。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で、昨年と同様に定員を半減して実施予定。

□ 令和 3 年度愛知県医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修の実施について (新規事業)

医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者等を対象に、更なるスキルアップを目的に、圏域別に半日程度で開催予定。

□ 医療的ケア児等アドバイザー配置事業について (新規事業)

医療的ケア児等コーディネーターが解決困難な事例に直面した時などに、課題の検討、多職種間や広域的な範囲に及ぶ連携の方法などを指導するアドバイザーの選定、委嘱をする予定。

<主な意見・質問>

- ・アドバイザーの選定について。
- ・アドバイザーの代表者が、この部会に参加して欲しい。

<今後の取組み等>

- ・アドバイザーについては、医療的ケア児等コーディネーター養成研修講師を中心に選出し、令和 4 年 2 月現在、この部会の委員 2 名を含む 1 2 名に委嘱している。

3 報告事項

(1) 令和 2 年度医療的ケア児関連事業の実施状況について (令和 3 年 5 月時点調査)

□ 市町村における協議の場の設置状況

設置年度	設置市町村数	設置済市町村数	設置率
H30 年度以前	30	H30 年度末 30 市町村	55.6%
R1 年度	16	R1 年度末 46 市町村	85.2%
R2 年度	4	R2 年度末 50 市町村	92.6%
R3 年度 (予定)	4	R3 年度末 (予定) 54 市町村	100%
未定	0		

□ 市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置状況及び活動状況

配置年度	配置人数	配置市町村数	配置済市町村数	設置率
H30 年度	93	29	H30 年度末 29 市町村	57.3%
R1 年度	81	19	R1 年度末 48 市町村	88.9%
R2 年度	181	5	R2 年度末 53 市町村	98.1%
R3 年度	211	0	R3 年度末 53 市町村	98.1%

※未配置：豊根村 (医療的ケア児が不在のため)

□ 医療的ケア児等コーディネーターの活動状況

- ・協議の場で地域課題の提言
- ・個別支援会議の参加
- ・退院時カンファレンスへの参加

□ 医療的ケア児等コーディネーターの活動の成果や課題

- ・退院時カンファレンスに参加し、退院直後からの在宅生活に必要な福祉サービスについて助言することができた。
- ・地域の保育園、幼稚園へ通園できるように、看護師を派遣する事業を実施した。
- ・災害時の医療的ケア児を含む支援が必要な方のマップ作りを開始した。
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者に対するフォローアップ体制がない。
- ・コーディネーターの認知度が低く、地域における役割の明確化ができていないため、切れ目ない支援を実施していく上で課題がある。
- ・社会資源が不足している。
- ・困難事例の相談先がない。

□ 医療的ケア児支援関連事業の実施状況

- ・災害時の医療的ケアに備えた日常生活用具給付事業
- ・インクルーシブ教育システム推進事業 (配置される看護師の person 費及び損害保険料)
- ・医療的ケア児支援情報発信ツール (名古屋市医療的ケア児支援サイト え・が・お) の制作

＜主な意見＞

- ・医療的ケア児等コーディネーターが、人事異動等で根付かないため支援が途切れる、障害福祉計画を書いただけで終わってしまうなどの問題がある。
- ・コーディネーターの役割が明確化されていない、周知が不足している。
- ・フォローアップ研修やアドバイザーの配置などにより、医療的ケア児等コーディネーターを支えていくシステム作りを進めることが、切れ目ない支援につながる。

＜今後の取組み等＞

- ・市町村においてコーディネーターをどのように活用しているか等の情報収集を行い、今後の養成や活用方法等について検討する。
- ・協議の場は、全市町村に設置された。(令和4年3月現在)

(2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)について

＜主な意見・質問等＞

- ・医療的ケア児支援法には、医療的ケア児等コーディネーターの位置付けや役割について触れられていないが、国ではどのように考えられているか。

＜回答＞

- ・法律には記載がないが、附帯決議には「医療的ケア児等コーディネーターを中核として、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体をネットワーク化して、相互の連携を促進するとともに、」とコーディネーターの役割の記載がある。

(3) 医療療育総合センタースマートホスピタル(このはネット)について

愛知県医療療育総合センターの石黒総長より、「このはネット」の説明を実施。

第2回

1 開催日

令和4年2月7日(月) [Web開催]

2 議題

(1) 医療的ケア児支援センターについて

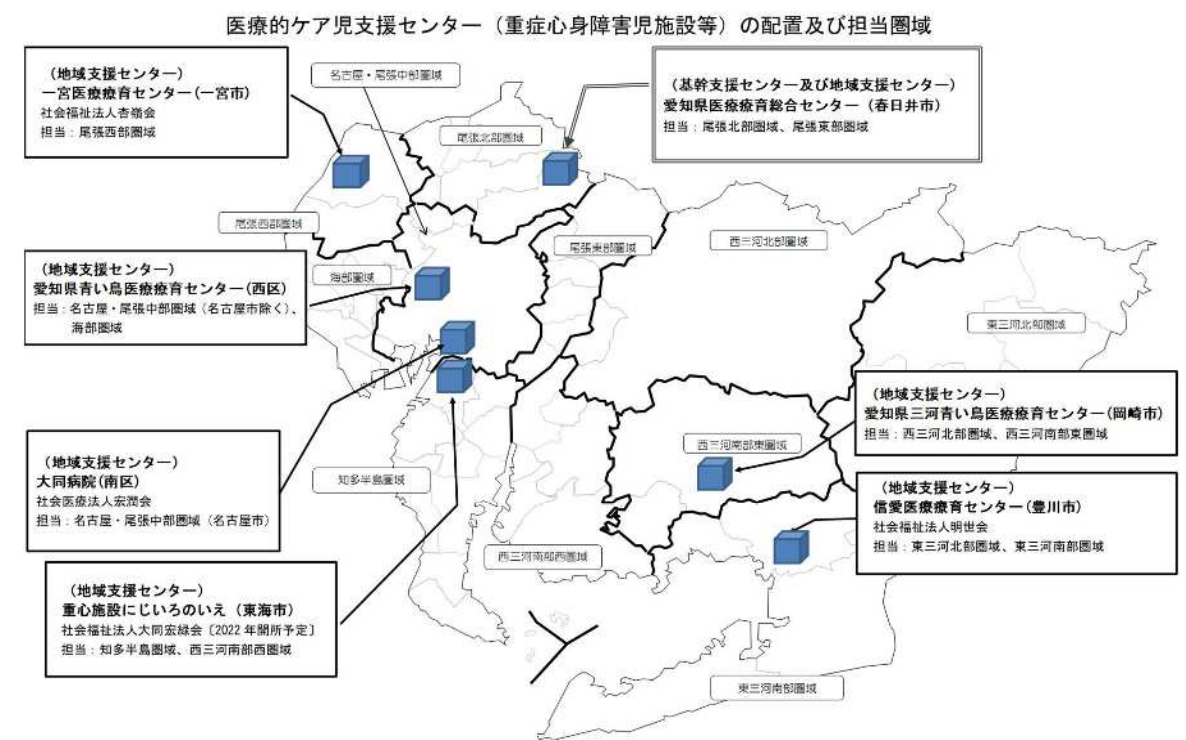
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が、9月18日に施行され、都道府県知事は、「医療的ケア児支援センター」を設置することができると規定された。次年度、設置予定の医療的ケア児支援センターの内容について説明し、委員から質問や意見を伺った。

□ 業務内容

高度で専門性が必要な相談への対応など、県内の医療的ケア児に対する支援の中核的機能を持つ「基幹支援センター」と、それぞれの圏域等の実情に応じた支援を行う「地域支援センター」を設置する。

		基幹支援センター【1か所】 (愛知県医療療育総合センター)	地域支援センター【6か所】 (重症心身障害児者施設等)	
業務内容	専門相談	地域支援センターにおいて対応困難な高度で専門性が必要な相談への対応	市町村等において対応困難な専門性が必要な相談への対応	
		どこに相談すればよいかわからない医療的ケア児等からの相談への対応、 保育所・障害福祉サービス事業所等支援者からの相談への対応		
	地域支援	研修	【全県を対象とした研修】 医療的ケア児に対応している看護師等専門職が高度・最新の知識及び対応方法を学ぶ研修の実施 保育所等において医療的ケア児を受け入れるにあたり、必要な基礎的な対応を学ぶ研修の実施	【訪問研修】 医療的ケア児を受け入れるための障害福祉サービス事業所や保育所等への訪問研修の実施
		情報収集・発信	医療的ケア児等や支え手となる関係者に役立つ情報を一元的に集約し発信するウェブサイトを作成するとともに、医療的ケア児支援施策を紹介する当事者向けリーフレット等による広報啓発を実施 県内の地域の社会資源等に関する情報収集及び関係者への情報発信	地域の障害福祉サービス事業所等の社会資源等の情報収集
関係機関連携	地域支援センターが開催する圏域会議、アドバイザー会議等への参加 県自立支援協議会医療的ケア児支援部会への参加	圏域内の関係機関連携のための連絡会議の開催 市町村協議の場への参加		

※基幹支援センターは一部地域の地域支援センターとしての機能も担う



#### <主な意見>

- ・愛知県医療療育総合センターが基幹支援センターの業務を行うが、心臓疾患等特殊な専門性が必要な疾患の方への支援が難しいので、あいち小児保健医療総合センターに、助言等の協力機関として、位置付けができるとよいと考える。
- ・基幹支援センター1か所と地域支援センター6か所、数多く整備されたが、各圏域により医療的ケアを支える社会資源の量、質に差があるため、医療的ケア児支援に対する市町村の理解は必須であり、一緒に考えていく機会が必要である。
- ・市町村の複数の関係課（障害福祉、母子保健、保育、教育等）が協働することが大切である。

#### <今後の取組み等>

- ・市町村の様々な部署に対して周知を実施。

#### 4 報告事項

##### （1）医療的ケア児等コーディネーター等について

##### □ 令和3年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修等について

実施日：令和3年10月～11月 計4日

修了者数：75名（今年度の受講者を含めて、合計365名が、研修を修了）

##### □ 令和3年度愛知県医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修実施結果について

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者等に、更なる研鑽、スキル向上、地域における支援の充実強化を図るための研修を実施した。〔新規事業〕

実施日：9月～12月の7日間 障害保健福祉圏域別に各半日

研修受講者：105人（県立施設2名を含む）

##### □ 医療的ケア児等アドバイザー事業の実施について〔新規事業〕

事業の開始：令和3年11月

アドバイザー：社会福祉法人の理事やその施設の長、訪問看護ステーションの施設長を始め12名の個人に委嘱（令和4年2月現在）

事業の概要：医療的ケア児支援者からの派遣依頼に基づき、依頼内容や地域を考慮のうえ、適切なアドバイザーを派遣する。

今年度の実施状況：・コーディネーター等の関係者間の連絡会議への出席

- ・圏域会議への出席
- ・圏域単位での講演やシンポジウムへの出席

#### <主な意見>

- ・社会資源が少ない等の問題の解決、地域の関係機関との連携による切れ目のない支援を、コーディネーターが中心となり枠組みを創る役割を担っており、必要性を感じている。
- ・次年度、アドバイザーと医療的ケア児支援センターが両輪で動き始めると、地域の中で色々なことが整備されてくる。

#### <今後の取組み等>

- ・医療的ケア児等コーディネーターは、人事異動、諸事情により休職、退職など市町村において配置されないこともあるため、次年度も引き続き養成研修の実施を予定している。
- ・フォローアップ研修で共有した圏域ごとの社会資源は、それぞれの地域で生かせるように情報提供を行っていく。
- ・アドバイザー配置事業の運用は、来年度からは事業所に委託する形とし、全ての圏域に1人以上配置できるように調整していく。

#### 5 その他

##### （1）災害時における医療的ケア児者の支援について

##### ◎「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年9月18日施行）

政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎県では、「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」の改訂作業を進めている。

##### （2）介護職員の喀痰吸引研修（第3号研修）について

##### □ 研修制度の概要

研修日程：基本研修9時間（講義・演習）＋実地研修

（本県では、要件を満たしている事業所を登録研修機関とし、実施している）

登録研修機関数：23（令和4年1月末現在）

研修費用：基本研修45,000円程度＋実地研修10,000円程度

（研修機関により異なる）

##### □ 補助金制度

各課が所管する補助金の概要説明

#### <主な意見・質問>

- ・今回の改正で、医療的ケア児も避難行動要支援者名簿に登録できるようになり、また福祉避難所への受入れ対象となったことは利点である。
- ・第3号研修を受けたいが、費用が高い、研修が少なく受けられない、小規模な事業所は職員に研修時間を与える余裕がない。
- ・喀痰吸引等ができるヘルパーまた事業所も増えることは、今後、地域で医療的ケア児者を支える上で大事なことで、進めて欲しい。

#### <今後の取組み等>

- 改定中の「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」において、医療的ケア児に対する適切な支援も含めた内容になるよう、見直しを行う。
- 医療的ケア児の把握については、国の「医療的ケア児の実態把握のための方策」などの情報も踏まえ、市町村と協力していく。
- 医療的ケア児を支援するため、喀痰吸引研修の受講支援を行うニーズ、支援のための財源の活用ができるかなど、他県の取組み等を参考にしながら、研究していく。

## 令和3年度相談支援アドバイザー会議 検討状況等報告

第1回 [令和3年6月22日]	第2回 [令和3年11月26日]	第3回 [令和4年3月4日]
<p>議題</p> <p>1 地域生活支援拠点等の設置や機能充実に向けた働きかけについて</p> <p>報告事項</p> <p>1 相談支援従事者研修におけるインターバル時の実習受入について</p>	<p>議題</p> <p>1 地域生活支援拠点等について</p> <p>(1)緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場に係る整備状況について</p> <p>(2)運営状況の検証・検討について</p> <p>ア 各市町村の進捗状況</p> <p>イ 評価項目・基準で評価を行っている市町村の評価の実績について</p> <p>ウ 運営状況の検証・検討のための手引き（指標）について</p>	<p>報告事項</p> <p>1 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討のための手引きについて</p> <p>2 医療的ケア児支援センターについて</p> <p>議題</p> <p>1 他圏域の取組に係る情報共有</p>
<p><b>主な意見（課題、対応等）</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等については市町村又は圏域単位で少なくとも1つ以上確保することを目標としている。未整備の市町村については、整備に向けて進捗状況を把握しながら助言等を行っている。（令和3年4月1日現在：整備済46市町村、未整備8市町）</li> <li>・確保済の市町村においても、運用がうまく行われているかが課題である。また、面的整備の場合において拠点等の機能の一部を担う事業所が評価者として評価をする際、事業所としての評価であるのか、市町村全体の拠点運営に対する評価なのかを整理しておかないと回答がバラつくことがある。拠点等の目的も含め、評価者へ事前の説明をしっかりとしながら評価を進めていけるとよい。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、緊急時について考える機会が多かった。相談支援にあたっては、あらかじめ緊急時を想定した計画内容とするなど意識的に取り組んでいくことも必要だと思う。</li> <li>・緊急時の受け入れ・対応については、事前登録により状況を把握し丁寧に対応するという場合と、突発的な場合などで登録がなくても対応するという場合の両方がある。そうした考え方を整理したうえで、いずれの場合においても本人の意向なども踏まえて適切に対応できることが望ましい。</li> <li>・地域アドバイザーとして活動する中で、それぞれ市町村あるいは圏域ごとの課題に直面している。それぞれ取組方法や関わり方が異なる中で、市町村と如何に連携していくかが一つの課題である。</li> </ul>		
<p><b>今後の取組について</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置や機能充実に向けて市町村へ働きかけを行い、地域の相談支援体制の充実を図る。</li> <li>・国の基本指針において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標として「地域生活支援拠点等有する機能の充実」が掲げられ、第6期障害福祉計画において、新たに、年1回以上地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討することが基本とされた。検証及び検討の実施方法等については、各市町村において決定していくものであるが、その際の参考として運用評価のための手引きなども活用し、市町村において適切に運用評価が行われるよう助言等を行う。</li> <li>・地域生活移行推進部会や人材育成部会、医療的ケア児支援部会など部会の活動とも連携を図るとともに、相談支援アドバイザー会議等を通して各圏域の取組状況などの情報共有を図りながら、地域の課題解決に向けて取り組んでいく。</li> </ul>		



## グループホーム整備促進支援制度について（令和3年度実績）

## ○ 令和3年度実施状況

	説明会	相談会①	見学会	モニタリング調査	相談会②
対象	新規開設事業者	新規開設事業者	新規開設事業者	・前年度中に、法人として初めて開設したグループホーム ・地域アドバイザーから要望があったグループホーム（実施なし）	既設事業者
開催日時	令和3年6月3日 13:00～14:45	令和3年8月4日 13:00～16:35	令和3年11月（計6回）	令和3年11月～12月	令和4年1月17日 10:00～15:35
実施方法	オンライン	集合型	現地見学（1箇所のみオンライン）	対面又はオンライン	集合型
参加者数	78名	上映会のみ：5名 上映会＋相談会：29名 計34名	延べ41名	20事業所	講義のみ：32名 講義＋相談会：22名 計54名
内容	講義 ・行政説明（指定手続き） ・グループホームの運営について	午後① 講義・ビデオ上映 ・グループホームってどんなところ ・ビデオ上映 ・支援の様子 午後② グループ相談会 ・グループホームにおける支援 ・職員配置、人材育成 ・収支	グループホームの見学	質問紙調査＋管理者への聞き取り ・管理者向け ・運営の原則 ・本人の意思の尊重 ・職員間の風通し ・緊急時の対応 ・利用者向け ※ 相談支援専門員のモニタリングの際に聞き取り調査を依頼	午前 講義 ・増設のメリット・デメリット、支援度の高い方への支援 ・障害者虐待防止の取組 午後 グループ相談会 ・経営者向け ・支援者向け（サビ管・世話人等）
令和元年度からの変更点	・内容をスタートアップに特化し、既設事業者向けの講義は、相談会②で実施	・内容をスタートアップに特化し、従前の上映会に、グループ相談を追加。	感染防止の観点から、 ・1回あたりの定員の削減（10名→5名） ・1箇所のみオンラインで実施	・指定権限のある政令市、中核市、大府市に所在する事業所は、アンケートのみ実施し、事業所からの要望があれば、聞き取りを実施（6事業所） （従前から政令市に所在する事業所には、アンケートのみ実施）	・内容を既設事業者における質の向上を目指すものとし、前半に講義を追加。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止。

## 精神障害者の地域移行支援について

### 1 愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会

#### (1) 概要

平成 29 年度、本県における精神障害者の地域移行及び地域定着支援に向けた協議を行うために設置。構成員は 12 名で、学識経験者、保健医療福祉の事業従事者、家族、当事者等で構成。

#### (2) 令和 3 年度 of 取組状況

日 程	令和 3 年度中に予定（書面開催）
議題案 (予定)	(ア) 愛知県及び県内市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する取組状況 (イ) 愛知県精神障害者地域移行・地域定着支援推進研修実施状況 (ウ) ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業の実施状況

### 2 愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進研修

#### (1) 概要

精神保健福祉センターにおいて、「地域の核となる支援者」の育成を目的とした研修及び「医療と福祉の連携」を目的とした研修を実施。

#### (2) 令和 3 年度 of 取組状況

「地域の核となる支援者」の育成研修（第 1 回）	
開催日	令和 3 年 11 月 29 日（月）午後 1 時から午後 5 時まで（Web 開催）
参加者	64 名（基幹相談支援センター職員、地域アドバイザー、市町村担当者、保健所担当者等）※名古屋市域を除く
内 容	(ア) 講義：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて～ピアスタッフと相談支援専門員の協働実践のススメ～ 講師：一般社団法人ソラティオ所長 岡部正文氏 (イ) 講義：ここまでできるピアの力～協働と共生を考える～ 講師：株式会社 MARS ピアサポーター 櫻田なつみ (ウ) 報告：愛知県における「にも包括」の取組状況 報告者：医務課こころの健康推進室担当者 (エ) グループワークと共有

「医療と福祉の連携」に関する研修（第 2 回）	
開催日	令和 3 年 12 月 13 日（月）午前 9 時 50 分から午後 5 時まで（Web 開催）
参加者	59 名（基幹相談支援センター及び相談支援事業所職員、県内精神科病院職員、地域アドバイザー、市町村担当者、保健所担当者等） ※名古屋市域を除く
内 容	(ア) 講義：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて 講師：国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部部長 藤井千代氏 (イ) 講義：医療と福祉と行政の上手な連携の取り方 講師：日本精神科看護協会副会長 東美奈子氏 (ウ) 講義：精神障害者ピアサポーターについて 講師：株式会社 MARS ピアサポーター 櫻田なつみ氏 (エ) 報告：愛知県における「にも包括」の取組状況 報告者：医務課こころの健康推進室担当者 (オ) グループワークと共有

### 3 愛知県精神障害者ピアサポーター養成研修

#### (1) 概要

精神保健福祉センターにおいて、ピアサポーターとして活動するための基本的な知識や実際の活動等を学ぶことにより、新規ピアサポーターの養成を目的とした研修を実施。研修後、「愛知県精神障害者ピアサポーター名簿」の登録者には、「ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業」に従事。

#### (2) 令和 3 年度 of 取組状況

ピアサポーター養成研修	
開催日	令和 3 年 10 月 22 日（金）午前 10 時から午後 4 時まで（Web 開催）
参加者	95 名（支援者 45 名、当事者 50 名）※名古屋市域を除く
内 容	(ア) 講義：ピアサポートについての講義 講師：医療法人宮本病院 地域生活活動支援センター櫻中野千世氏、ピアサポーター 坂口巳喜彦氏 (イ) 報告：愛知県のピアサポーター活動の紹介 報告者：(社福)アザレア福祉会 理事長 小木曾眞知子氏 (社福)あじさいの会 ゆったり工房 ピアサポーター 丸子哲郎氏 (特非)草のネット くさのねっと 施設長・ピアマネジャー 亀沖昌睦氏、ピアスタッフ 窪田信子氏 (ウ) グループワークと共有

※ピアサポーターフォローアップ研修については新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ中止とした

#### 4 ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業

##### (1) 概要

当事者の立場から支援にあたるピアサポーターが精神科病院へ入院中の方や地域で生活する精神障害のある方を対象に自らの体験談を語るプログラムを実施。愛知県精神保健福祉士協会へ委託。

##### (2) 令和3年度の実施状況（令和4年2月10日時点）

実施機関	3機関（精神科病院、精神科クリニック、事業所）
実施回数	延4回
ピアサポーター従事者数	延4名
参加者数	延78名

補足資料

愛知県の精神病床における在院患者数

- 平成3年度第1回自立支援協議会(令和3年7月15日)において、1年以上の長期入院患者数に関する質問があったため、精神保健福祉資料(630調査)に基づき、愛知県の精神病床における在院患者を報告する。
- 令和2年6月30日時点の当該患者数は10,887人、うち1年以上の当該患者は6,771人、全体の62.2%である。
- 在院患者の入院形態の大半は任意入院・医療保護入院である。主診断は、統合失調症等(F2)が最も多く、器質性精神障害(F0)、気分(感情)障害(F3)が続く。

○年齢別患者数

(人)

年齢階級	総数	在院期間							
		1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
20歳未満	118	63	23	18	8	6	0	0	0
20歳以上40歳未満	932	216	167	98	86	229	89	46	1
40歳以上65歳未満	4,340	422	414	261	365	1,158	713	650	357
65歳以上75歳未満	2,735	193	207	155	218	761	411	392	398
75歳以上	2,762	280	348	261	313	879	283	201	197
合計	10,887	1,174	1,159	793	990	3,033	1,496	1,289	953
在院期間 各合計人数÷総数	100.0%	10.8%	10.6%	7.3%	9.1%	27.9%	13.7%	11.8%	8.8%

○入院形態別患者数

6,771人 62.2%

(人)

区分	総数	在院期間							
		1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
任意入院	6,537	597	582	429	542	1,915	972	851	649
医療保護入院	4,208	538	552	354	436	1,072	519	435	302
措置入院等	142	39	25	10	12	46	5	3	2
合計	10,887	1,174	1,159	793	990	3,033	1,496	1,289	953

○主診断別患者数

(人)

主診断(略称)	総数	在院期間							
		1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
F0 器質性精神障害	1,928	224	296	236	302	662	130	60	18
F1 精神作用物質 による精神障害	461	67	49	46	53	114	69	53	10
F2 統合失調症等	6,454	408	461	314	448	1,756	1,123	1,071	873
F3 気分(感情)障害	1,191	286	211	105	104	305	116	48	16
F4 神経性障害等	237	56	40	26	26	61	14	11	3
F5~その他	616	133	102	66	57	135	44	46	33
合計	10,887	1,174	1,159	793	990	3,033	1,496	1,289	953

## 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の 一部改正について

### 1 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第 7 条において、施行（平成 28 年 4 月）後 3 年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨の規定により、令和元年 2 月から令和 2 年 6 月にかけて、国の障害者政策委員会において、見直しに向けた意見がまとめられた。

これを受けて、令和 3 年 3 月 9 日に「障害者差別解消法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、5 月 28 日参議院本会議において全会一致で可決、成立し（令和 3 年法律第 56 号）、6 月 4 日に公布された。

### 2 一部改正法の概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

#### 1 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

#### 2 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

#### 3 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日（令和 3 年 6 月 4 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

### 3 施行に向けたスケジュール（第 61 回障害者政策委員会（2022.1.31）資料）

障害者差別解消法に基づく基本方針の改定に向けた  
障害者政策委員会における今後の審議の進め方（イメージ）

令和 4 年 1 月 31 日

#### 【令和 4 年 3 月以降】

- 基本方針項目別の検討  
（相談体制等の在り方に関する調査研究の報告も実施。）

#### 【令和 4 年夏以降】

- 基本方針改定案（全体）の審議

#### 【年内（秋頃）】

- 障害者政策委員会の意見として基本方針改定案を取りまとめ

#### 【令和 4 年度中】

- 障害者政策委員会の意見を踏まえ、基本方針の政府案を作成
- パブリックコメント等の手続を経て閣議決定

※ 基本方針の閣議決定後、改正法の施行までに、改定された基本方針を受け、各省庁（所管分野ごとの対応指針（ガイドライン）作成等）や地方公共団体（相談体制の整備等）において準備を行うほか、周知啓発活動を実施。

→ 公布の日（令和 3 年 6 月 4 日）から 3 年以内に政令で定める日までに改正法を施行

## 愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

### 1 愛知県障害者差別解消推進条例に盛り込む事項（案）

- (1) 条例第四条【県の責務】  
国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加
- (2) 【新設】  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に定める事項の追加
- (3) 条例第九条第2項【事業者における障害を理由とする差別の禁止】  
事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の義務化
- (4) 条例第十条【相談及び紛争の防止等の体制の整備等】  
障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の見直し
- (5) 【新設】  
障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理及び提供の強化
- (6) 条例第二条【定義】  
障害者の定義の見直し

### 2 スケジュールについて

基本方針の改定状況を注視しつつ、障害のある方、障害者団体及び経済団体からの意見を十分お聴きしながら進めていく。

なお、愛知県障害者施策審議会にワーキンググループを設置し、9月以降（ワーキンググループ：9月10日、11月29日、2022年2月10日）検討を進めた。

現在、国で開催されている障害者政策委員会において、次年度も引き続き基本方針の見直し検討が実施されることなどから、県条例についても同様に来年度継続して検討する。

2021年	7月28日	第1回障害者施策審議会 (法律見直しの報告、ワーキンググループ設置の承認)
	9月10日	第1回ワーキンググループ (ワーキンググループ設置、法律見直しの報告、条例見直しに係るヒアリング)
	10月～11月	障害のある方、障害者団体及び経済団体等への条例改正概要説明及び意見聴取
	11月29日	第2回ワーキンググループ (条例見直しに係るヒアリング結果、条例見直しの方向性)
	12月24日	第2回障害者施策審議会
2022年	1月	障害のある方、障害者団体及び経済団体等への再意見聴取
	2月10日	第3回ワーキンググループ (条例見直しに係るヒアリング結果、条例見直しの方向性)
	3月16日	第3回障害者施策審議会 次年度に引き続き検討

※ 基本方針の改定案の作成時期が2022年夏頃を予定しているため、条例改正については、2022年9月以降の議会への提案を目指す。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

### 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

### 概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

#### 1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

#### 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

#### 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

#### ※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

### 参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正法	現行
<p>（国及び地方公共団体の責務）  <b>第三条（略）</b></p> <p>2  国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に          関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、          適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力し          なければならぬ。</p> <p><b>第六条（略）</b></p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。          一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基          本的な方向          二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するため          の措置に関する基本的な事項          三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措          置に関する基本的な事項          四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消する          ための支援措置の実施に関する基本的な事項          五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関          する重要事項</p> <p>3          3 6 （略）</p> <p><b>第八条（略）</b></p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務）  <b>第三条（略）</b>          （新設）</p> <p><b>第六条（略）</b></p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。          一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基          本的な方向          二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するため          の措置に関する基本的な事項          三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措          置に関する基本的な事項          （新設）          四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関          する重要事項</p> <p>3          3 6 （略）</p> <p><b>第八条（略）</b></p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障</p>
<p>（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）  <b>第十四条</b> 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関          係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずると          ともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図          ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必          要な体制の整備を図るものとする。</p> <p>（情報の収集、整理及び提供）  <b>第十六条（略）</b></p> <p>2  地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組          に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消          のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努め          るものとする。</p>	<p>（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）  <b>第十四条</b> 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関          係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずると          ともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図          ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。</p> <p>（情報の収集、整理及び提供）  <b>第十六条（略）</b>          （新設）</p>



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な

事項

第八条第二項中「するように努めなければ」を「しなれば」に改める。

第十四条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。